

福岡県公報

令和 7 年 8 月 29 日
第 625 号

目 次

告 示 (第520号 - 第526号)

- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 液化石油ガス販売事業者の認定 (工業保安課) 3
- 特定危険薬物の指定 (薬 務 課) 3

公 告

- 建設業の営業の停止 (建築指導課) 3
- 落札者等の公示 (教育庁高校教育課) 4
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 4
- 一般競争入札の実施 (税 務 課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課)10
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課)10
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課)10
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課)10
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課)11

公安委員会

- 遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定 (警察本部会計課)11

再 掲

- 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の一部改正 (福祉総務課)11
- 令和 7 年度就職水河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の実施 (人事委員会事務局任用課)12

告 示

福岡県告示第520号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和 7 年 8 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
建設業法（昭和24年法律第100号）	第3条第1項、第5条、第17条	令和7年9月1日	建設業の許可の申請
建設業法（昭和24年法律第100号）	第3条第3項、第5条、第17条	令和7年9月1日	建設業の許可の更新の申請
建設業法（昭和24年法律第100号）	第9条第1項、第3条第1項、第5条、第17条	令和7年9月1日	建設業の許可換えの申請
建設業法（昭和24年法律第100号）	第11条第1項及び第3項から第5項まで、第17条	令和7年9月1日	建設業の許可の申請に係る記載事項変更等の届出
建設業法（昭和24年法律第100号）	第11条第2項、第17条	令和7年9月1日	決算終了後の届出
建設業法（昭和24年法律第100号）	第12条、第17条	令和7年9月1日	建設業の廃業等の届出
建設業法（昭和24年法律第100号）	第27条の26第2項	令和7年9月1日	経営規模等評価の申請

建設業法（昭和24年法律第100号）	第27条の28	令和7年9月1日	経営規模等評価の再審査の申立て
建築基準法（昭和25年法律第201号）	第6条第1項	令和7年9月1日	確認申請
建築基準法（昭和25年法律第201号）	第6条第1項	令和7年9月1日	計画変更確認申請
建築基準法（昭和25年法律第201号）	第15条第1項	令和7年9月1日	建築工事届出
建築基準法（昭和25年法律第201号）	第15条第1項	令和7年9月1日	建築物除却届出
建築基準法（昭和25年法律第201号）	第18条第2項	令和7年9月1日	計画通知
建築基準法（昭和25年法律第201号）	第18条第2項	令和7年9月1日	計画変更通知

福岡県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	三潞郡大木町大字大角1151番10先から 三潞郡大木町大字大角1096番6先まで

福岡県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	国道	200号	前	飯塚市太郎丸19番3先から 飯塚市太郎丸15番4先まで	25.0 ～ 58.5	59.0
			後	飯塚市太郎丸19番3先から 飯塚市太郎丸15番4先まで	25.0 ～ 55.5	

福岡県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年8月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	鶴三緒田川線	飯塚市綱分1095番3先から 飯塚市綱分164番2先まで

福岡県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	国 道	200号	前	飯塚市佐與2601番1先から 飯塚市佐與2603番1先まで	28.0 ～ 41.2	40.6
			後	飯塚市佐與2601番1先から 飯塚市佐與2603番1先まで	24.6 ～ 36.1	

福岡県告示第525号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第88条第2項第1号の規定により次のように公示する。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 認定を受けた者の名称、代表者氏名及び所在地

株式会社ツバメガス北九州 代表取締役 寺田 光一郎

北九州市小倉南区朽網西5-18-36

2 認定年月日

令和7年7月22日

福岡県告示第526号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

(1) 化学名 (8R)-1-ベンゾイル-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

(2) 化学名 tert-ブチル 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]インドール-1-カルボキシレート及びその塩類

(3) 化学名 (4S,5S)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン、(4R,5R)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びそれらの塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和7年8月30日

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年8月18日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許可番号
(有)菊栄工業	直方市大字植木字東 堤田278-2	菊地 弘二	令和5年11月30日 令和6年1月22日 福岡県知事許可（特・般-5） 第80187号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第

1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年9月1日から令和7年9月7日までの7日間

4 処分の原因となった事実

(有)菊栄工業は、福岡県発注の道路改良工事において、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

以上のことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称

令和7年度「福岡から世界へ」人材育成プロジェクト業務委託契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育振興部高校教育課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和7年7月10日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

近畿日本ツーリスト株式会社 福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区鋼場町1-1 D-LIFEPLACE呉服町8階

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

49,984,099円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(d)に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

税務システム窓口専用パソコン賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和7年9月26日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

税務システム窓口専用パソコン賃貸借契約

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和13年11月30日まで

(4) 賃貸借期間

令和7年12月1日から令和13年11月30日（72か月の長期継続契約）

(5) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、令和7年9月19日（金）までに本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年10月20日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

(2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA・A
13	11	サービス業種その他（その他）	AA・A

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者

(5) 納入しようとする物品が、1の(2)に示した物品であることを申し立てる仕様申立書を令和7年10月3日(金)までに5の部局に提出し、県から書面で承認を受けている者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課電算係(県庁行政北棟8階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3068

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

この公告の日から令和7年9月19日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、競争入札参加申請書を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年10月3日(金)午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着)

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を5の部局に提出すること。

11 仕様申立書の提出及び承認

納入しようとする物品が、1の(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を以下のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年10月3日(金)午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

(4) その他

ア 提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

イ 令和7年10月10日(金)までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

12 入札書

(1) 提出期限

令和7年10月20日(月)午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)

)により、次のとおり提出しなければならない。電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「10月21日開封<税務システム窓口専用パソコン賃貸借契約>に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮にも、「10月21日開封<税務システム窓口専用パソコン賃貸借契約>に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の氏名を記載すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の氏名を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

13 開札

(1) 日時

令和7年10月21日（火） 午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟 10階 税務課別室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

なお、再度の入札に付し落札者がいない場合は、再度入札で最低の価格をもって申し込みをした者と予定価格の制限の範囲内で随意契約を行うことができるものとする。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、13の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 予定価格の事前公表

無

18 その他

- (1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。
なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他、県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

19 Summary

- (1) Nature of the service
A Lease and Maintenance contract of the Personal Computer for the Tax Affairs System of Fukuoka Prefecture
- (2) Period of Lease
It is 72 months from a lease start date which a period is reckoned
- (3) Delivery place
Please find attached information for public tender.
- (4) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. on October 20, 2025
- (5) Contact Point for the Notice

Tax Affairs Division,
Fukuoka Prefectural Office,
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku,
Fukuoka City, 812 - 8577, Japan.
TEL 092 - 643 - 3068
FAX 092 - 643 - 3051

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上岩田字四反畑1222番 2 及び1222番 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉市平塚985番地 3
悠揚株式会社
代表取締役 曾 俊傑

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市若葉台西四丁目90番 3 から90番 9 まで、92番 1 及び92番 3 から92番 7 まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市小倉二丁目 2
西村 康子

公告

安武地区土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
秋満 英之	築上郡築上町大字安武673番地 2

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 都市計画事業の種類及び名称

- 筑豊広域都市計画道路事業 3・4・36-7号 境口鴨生田線
筑豊広域都市計画道路事業 7・7・36-3号 境口鴨生田線側道南2号線
筑豊広域都市計画道路事業 7・7・36-4号 境口鴨生田線側道南3号線
筑豊広域都市計画道路事業 7・7・36-6号 境口鴨生田線側道北2号線
筑豊広域都市計画道路事業 7・7・36-7号 境口鴨生田線側道北3号線
筑豊広域都市計画道路事業 7・7・36-8号 境口鴨生田線側道南4号線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県直方県土整備事務所 直方市日吉町 9 - 10

4 事業地の所在

(1) 取用の部分

平成31年九州地方整備局告示第49号の事業地のうち福岡県直方市新町一丁目及び大字直方地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市久保字若ノ浦1294番1及び1294番8から1294番12まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

公安委員会

福岡県公安委員会告示第254号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和7年8月29日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 八女店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県八女市蒲原字 横枕209番地
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 甘木店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県朝倉市甘木 404番地2

株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 大刀洗店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県三井郡大刀洗 町大字下高橋字栗崎 3464番地
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 穎田店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県飯塚市佐興字 北ノ浦1558番地
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 豊前店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県豊前市大字八 屋502番地1
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 桂川店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県嘉穂郡桂川町 大字土居字彼岸田 830番地2
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 福津店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県福津市宮司1 丁目8番47号
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 柳川店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県柳川市三橋町 蒲船津字三ツ橋104 番地1
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 直方店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県直方市大字上 新入字畦ノ元1862番 地1
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 大川店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県大川市大字向 島字小屋ノ内1688番 地1
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 久留米店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県久留米市梅満 町字田角町297番地 4
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 田川店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県田川市大字伊 田4237番1
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 飯塚花瀬店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県飯塚市花瀬64 番地1
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 嘉麻店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県嘉麻市平1640 番地
株式会社 ダイナム	代表取締役 保坂 明	ダイナム福岡 川崎店	東京都荒川区西日暮 里2丁目27番5号	福岡県田川郡川崎町 大字田原1096番1

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第504号の2

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和2年3月福岡県告示第344号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和7年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1の1の項(1)エを次のように改める。

エ 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第2項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

第1の1の項(2)ア(エ)中「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改める。

第1の13の項(1)中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エを削り、ウの次に次のように加える。

エ 福祉サービスの提供

オ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

第1の13の項を第1の14の項とし、第1の6の項から第1の12の項までを1項ずつ繰り下げ、第1の5の項の次に次の1項を加える。

6 福祉サービスの提供

- (1) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。
- (2) 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。
- (3) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。

ア 災害時要配慮者に関する情報の把握

イ 災害時要配慮者からの相談対応

ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

エ 災害時要配慮者の避難所への誘導

オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）

- (4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、(3)のアからエまでの場合は消耗

器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、(3)のオの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

(5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。第2の1の項中「第4条第1号から第4号まで」を「第4条第1号から第5号まで」に改める。

第2の1の項(1)イ中「臨床検査技師」の次に「、理学療法士、作業療法士」を、「臨床工学技士」の次に「、言語聴覚士」を、「歯科衛生士」の次に「、歯科技工士、栄養士、管理栄養士」を加え、同オ中「土木技術者及び建築技術者」を「保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者及び建築技術者」に改める。

第2の2の項中「第4条第5号から第10号まで」を「第4条第6号から第11号まで」に改める。

第2に次の1項を加える。

3 法第8条第4項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第1に定めるところにより行うものとする。

第3の2の項中「災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験を別表のとおり実施する。

令和7年8月20日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

令和 7 年度就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験

試験区分	勤務先及び職務内容	受 験 資 格	試験日	選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	試験案内等の配布場所	試験の申込先	そ の 他
						発表日	発表の方法				
行政	知事部局（本庁又は出先機関）、各行政委員会事務局（公安委員会を除く。）、議会事務局又は企業局において事務に従事	次の(1)～(2)の要件を全て満たす者 (1)昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 (2)令和6年12月1日から令和7年11月30日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者	第 1 次 1 月 6 日 1 月 18 日	基礎能力試験	所定の試験地	第 1 次 1 月 下旬	合格者の受験番号を、福岡県人事委員会事務局前廊下に掲示するとともに福岡県ホームページにも掲載する。 最終合格者には書面で通知する。	インターネットにより、令和7年11月28日9時から令和7年12月8日17時まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階 文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・ 県税事務所（博多、北九州東、北九州西、飯塚・直方） ・ 保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・ 保健福祉事務所（糸島、田川） ・ 農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・ 県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂、久留米）	福岡県人事委員会事務局	この試験の問合せは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
教育行政	教育委員会事務局、県立学校又は市町村（福岡市及び北九州市を除く。）立小・中・義務教育・特別支援学校等において事務に従事										
警察行政	警察本部又は警察署において事務に従事		第 2 次 2 月 中旬	人物試験 資格調査	福岡市	最 終 2 月 下旬					

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者、日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることはできない。

(注2) 上表中「正規雇用労働者」とは、次の全てに該当する労働者をいう。

- ・ 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- ・ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- ・ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。（週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く。）
- ・ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。